輪島市住宅用太陽光発電システム設置推進事業補助金交付要綱

(平成24年4月27日告示第56号)

(目的)

第1条 この告示は、住宅用太陽光発電システム(以下「システム」という。)の設置に要する費用の一部について、市が予算の範囲内において補助することにより、新エネルギー利用等の普及を促進し、もって環境への負荷を軽減することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
- (1) 市税等 市税、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市に対する 納付金をいう。
- (2) 太陽電池の最大出力 システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、自己、配偶者又は 2親等以内の親族が所有し、自らが居住する市内の一戸建住宅(店舗等との併用住 宅を含む。)に、次の各号のいずれにも該当するシステムを設置する者とする。
- (1) 太陽電池の最大出力が2キロワット以上であること。
- (2) 発電する電力量を測定できること。
- (3) 未使用の太陽電池を使用していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者又はシステムを設置する住宅の所有者が次 の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。
- (1) 市税等を滞納している場合

- (2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に規定する申請及び確認が 必要であるにもかかわらず、当該申請及び確認を行わず、住宅の建築、修繕又は 大規模な模様替えを行った場合
 - (3) 輪島市景観条例(平成21年輪島市条例第50号)第15条に規定する届出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わず、住宅の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行った場合
- 3 補助金の交付は、1の住宅につき1回を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、太陽電池の最大出力に1キロワット(小数点第2位未満は切り捨てる。)当たり70,000円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、当該額が300,000円を超える場合は、300,00円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅用太陽光発電システム設置推進 事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付し、システムを設置する前 に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び調査し、補助金を交付するかどうかを決定し、申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止の申請)

- 第7条 前条の補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、やむを得ない理由によりその内容を変更し、又は廃止しようとするときは、住宅用太陽光発電システム設置推進事業変更(廃止)申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請があったときは、前条の規定を準用する。

(実績報告及び補助金の請求)

第8条 交付決定者は、システムの設置が完了した日から起算して30日後又は設置が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置推進事業実績報告書(様式第3号)及び住宅用太陽光発電システム設置推進事業補助金請求書(様式第4号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 この告示に基づく補助金の交付を受けた者は、虚偽の申請その他不正な手 段により補助金の交付を受けたとき又は市長が付した条件に違反したときは、補 助金を返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この告示は、平成24年5月1日から施行する。